

理事会文書第 448 号

2024 年 9 月 29 日

東京大学教養学部学生自治会 理事会  
同会 自治会長 ガリグ優悟

## 「授業料改定及び学生支援の拡充について」に対する抗議声明

2024 年 9 月 24 日、東京大学は「授業料改定及び学生支援の拡充について」を発表し、今後学部及び大学院修士課程の授業料を約 11 万円上げる方針を正式に決定したことを明らかにしました。これについて、本会理事会と自治会長は以下の通り反対の声明を發出するとともに、東京大学の役員・教職員・学生、そして社会の皆さんに呼びかけを行い、併せて授業料値上げ問題の総括と今後の方針を発表します。

### 1. 授業料改定について

今回の授業料値上げに改めて反対の意を表明します。とりわけ、第一に学生が検討プロセスに関与することがついにできないまま決定が強行されたこと、第二に授業料引き上げに際して学生側の総意が無視されたばかりか、必要な支援策の具体的な制度案すら提示しないままに決定が行われたことについては、強い言葉をもって抗議します。

#### 1-1. 検討プロセスにおける学生の不在と大学本部の不誠実

今回の授業料改定の検討プロセスにおいて、学生の総意は最後まで十分に考慮されることはありませんでした。本会は「東大確認書」以来の「全構成員自治」の原則に基づき、「交渉」に応じるよう繰り返し総長に求めて参りました。しかし、大学側は「東大確認書」で交わされた学生との約束を反故にするかのように「交渉」を拒否し続け、学生と総長がおおよそ対等な立場で対話できているとは言えない「総長対話」や、アンケートを通じた一方的意見聴取しか行ないませんでした。そればかりではなく、9 月 10 日に発表された第二案については一切学生の声をかき立てず、正式な決定を下したのです。こうした一連の大学側の強硬姿勢は学生から非難されて然るべきものであるばかりか、大学が自ら定めた「東京大学憲章」で謳われた学生の運営への参画の機会の確保にも反するものでした。大学本部によるこうした強硬姿勢は、2004 年の国立大学法人化から昨年の国際卓越研究大学制度への応募に伴う大学の意思決定の中央集権化までの、一連の「大学改革」における帰結であり、これに深い懸念を表明せざるを得ません。

大学本部は学生が検討プロセスから排除されている現状を「正規の意思決定プロセス」として不変であるかのように語ります。しかし、藤井総長が「学生に関わりのある事柄につい

と一緒に考える仕組み」の構築を進めるとしていることもから分かるように、今回の授業料改定に当たって、学生の意見を意思決定に反映させることは決して不可能なことではありませんでした。それでも、制度の構築にかかる時間を理由に、大学側が学生の参画を実現できなかったのであれば、本会がこれまで主張してきた「交渉」に応じるのが、大学本部が示すべき誠実な態度ではなかったでしょうか。

本会が5月に実施したアンケートの回答者は2,000人を超え、約9割の学生が授業料値上げに反対の意を示しました。こうした学生の意見集約の動きを無視して、わずか2時間程度の「総長対話」や大学本部が独自に集めたアンケートを参考にただけで、学生の意見を反映したと主張する大学本部の姿勢は、到底看過できません。

大学本部による学生自治への無理解や、総長独裁というべき姿勢も目立ちました。「総長対話」を学生が集まって視聴しようというパブリックビューイングの中止を要請したり、本郷キャンパスに警察力を導入したりした大学側の対応は、学生による反対運動への弾圧と言っても過言ではないものでした。学生の声を聞かないばかりか、学生との信頼関係をも破壊する強権的な行動をとる大学本部に、学生は不信感を募らせていきました。本来、学問・言論の自由が保障されている以上、大学のキャンパスにおいて、学生による平和的な抗議活動の自由が抑圧されるようなことがあってはならないはずです。今回の争点が学生側と大学側で意見が分かれる授業料値上げの問題であっただけに、管理者的地位を濫用して意見の異なる学生を抑圧しようとした大学本部には猛省を促します。

また、学生側の主張に対して大学本部や総長が発するメッセージや返答にも、不信感を抱かせるようなものが目立ちました。とりわけ、本会が一貫して主張してきた総長との「交渉」について、学生と大学を労使関係で捉えるのは不適切だとして拒否し続けてきた大学側の姿勢には遺憾の意を表さざるを得ません。そもそも本会が一貫して要求してきたのは、構成員たる学生の意見を大学の方針に反映させることであり、その方法として歴史的に行われてきた「交渉」という形態を提示しているのであって、労働組合の団体交渉をそのまま適用しているとの大学側の指摘は明らかな誤りです。実際に、教養学部との間では近年も「学部交渉」が行われているにもかかわらず、大学本部が学生の声を無視し、これに応じないのは極めて遺憾です。

さらに、総長は、現在の学生の「声の大きさや数の大きさで決めるわけにはいかない」とのメッセージも発しており、学生への敵意を剥き出しにするかのような表現には失望しました。このようなメッセージは、声を上げた学生たちを踏み躪るものであり、多くの学生が反発しました。あたかも大学執行部のみが公益的観点から判断をできるかのようないいぶりには、「朕は大学なり」とでもいった心境なのかと勘繰りたくなります。今後、学生の参画を担保する制度の構築に向けて協調していくに当たり、このような言動が二度と繰り返されないことを願います。また、大学側の学生自治への理解と真摯な対応を求めます。

## 1-2. 学生支援策・増収分の使途に対する疑問

大学は授業料値上げ案と同時に、学生支援の拡充についても発表しました。具体的には、学費が全学免除となる基準を 400 万円から 600 万円に引き上げるとともに、世帯年収が 600～900 万円の学生に対しても、「出身地等個別の状況を勘案して一部免除を行う」というものです。

本会の調査によれば、学生の 1/4 は世帯年収が 600 万円未満、1/4 は 600～900 万円未満であり、全学免除・一部免除は多くの学生に関わるものです。しかし、保護者が子の学費支払いを拒む経済的 DV・多子世帯・両親の退職や介護など、学費の負担能力は世帯年収や出身地から簡単に判別できるものではありません。値上げに反対する学生の声を聞こうともしなかった大学がそうした条件を「勘案」できるのでしょうか。また、世帯年収の申請や適格審査などは、もともと苦しんでいる学生の負担をさらに増加させる、不公平なシステムであることを忘れてはいけません。

また、増収分の約半分(2028 年度では、13.5 億円中 6.2 億円)は、UTokyo One (UTONE)を中心とした総長肝入りの学修システムに投入される予定です。学生アンケートでは、半数超の学生が「不要」にあたる判断をしているように、値上げをしてまでこれほど多額のシステムに支出を行うことに正当性はありません。大学側はワークショップなどで UTONE の既成事実化を図っていますが、今からでも中止・規模縮小は可能です。まさか、総長の功績づくりのために学生の負担を増やそうとしているのでしょうか。そうであれば、現在の大学執行部は東京大学始まって以来の歴史的汚点を残すことになるでしょう。

上記の通り、授業料の値上げのみならず、学生支援の拡充や増額分の使途についても、われわれ学生は強い疑念を抱いています。しかし、総長は学生の意見を聞くようなアピールをしつつも、実際には全く学生の声に耳を傾けていません。学生は白紙ベースでの「交渉」を求めています。

## 2. 東京大学の役員・教職員・学生、社会の皆さんへの呼びかけ

**東京大学の役員の皆さん**、今回の授業料値上げは、本当に正当性のあるものだとお考えでしょうか。本会が実施したアンケートによれば、回答した学生の 8 割は値上げに反対しています。本郷で、駒場で、値上げに反対する集会が繰り返し開催されてきたように、学生が強い反対の意志を持っていることは明らかです。

1969 年の東大確認書では「大学当局は、大学の自治が教授会の自治であるという従来の考え方が現時点において誤りであることを認め、学生・院生・職員もそれぞれ固有の権利を持って大学の自治を形成していることを確認する。」とされているように、学生も大学の自治に関与する一つの主体なのです。授業料の値上げという学生に直接関わる問題を、学生の意見を聞かずに総長の判断のみによって決めることは、断じて認められません。

これまで本会は、役員の皆さんに陳情という形で学生の声を訴えてきました。また、学生は自身の利益のためではなく、未来の学生や、値上げが波及する恐れのある他大学の学生のために、自分たちの時間を削ってでも声を上げています。さらに、新入生の募集要項発表後の値上げ判断は、常識的に考えてあり得ないものです。役員の皆さんのうちに心ある方がいらっしゃれば、すぐにでも値上げ決定を撤回し、国に対して運営費交付金の増額を要求するとともに、学生との交渉の開催を求めるよう、他の役員の方に働きかけてください。

**東京大学の教職員の皆さん**、授業料値上げを撤回するために、どうか各学部・研究科、もしくは学科・研究室や職場から値上げ反対の声をあげてください。東大確認書では、教員や職員も固有の権利をもって大学の自治に参画する権利が定められています。役員会や経営協議会の外部理事による値上げを許容した先には、慶應義塾大学の伊藤塾長が主張した「国公立大学学費 150 万円時代」が本当に来てしまうかもしれません。

本年 5 月以降の学費値上げ反対運動では、教員の方々の多くの協力を得ることができましたが、その所属が文学部・教育学部に偏っていた感は拭えません。今こそ、文系と比べて多額の研究費を必要とし、外部組織と研究協力しながらも自立が求められる理系の学部・研究科も含めた、全学的な教職員による値上げ反対のうねりが必要です。教授会や教職員組合による反対声明の発出や、個人の SNS 上での反対の表明などが値上げ反対運動の力になります。どうかよろしく願いいたします。

**東京大学の学生の皆さん**、学生による授業料値上げ反対運動が、大学にとって脅威となるまで拡大したことは、学生自治の歴史にとって一つの勝利です。5 月 15 日の値上げ報道以降、本郷キャンパスでここ数十年の間失われていたピラ撒きや立て看板、デモ、学生集会などが復活しました。さらに、文学部や教養学部後期課程などでは自治会再建が進み、教育学研究科の自治組織や駒場の学生自治団体と連携する動きが生まれました。大学側は学生の声を頑なに無視し、懐柔に努めていますが、今回の反対運動は新時代の東京大学における新時代の学生自治の起点となるでしょう。

値上げアンケートに答えていただいた方々、集会に参加していただいた方々、そのほか様々な形で学費値上げ反対運動に協力して下さった方々に、感謝申し上げます。同時に、学生の動きの灯をここで絶やすことなく、大学の一構成員として大学本部を監視し、また学生自治の動きを後世に伝えていくことができるよう、ご協力をお願いします。本会も大学における学生の権利擁護とさらなる支援策の拡大のため、全力で活動していきます。

**社会の皆さん**、東京大学ではいま、大学によって一方的に授業料の値上げが決定されています。中には、「物価が上がっているから仕方ない」「東大生は実家が裕福だし、時給のいいアルバイトがあるから、10 万円くらい払えるはず」と考える方もいるでしょう。しかし、学生の中には実家が裕福でも保護者が学費を払うことに否定的で、自ら学費を稼ぐ学生や、東京の家賃の高さに苦しむ地方の学生、きょうだいの多い学生などが数多くおり、一律に世

帯収入で判断することはできません。また、高時給のアルバイトにはトップクラスの高校の卒業生にしか門戸を開放していない場合も多く、多くの学生にとって10万円を稼ぐのは大変なことです。さらに、今回の授業料値上げ分の半額は、総長の推し進める学修システムに充てられることになっており、値上げが近年の物価高を反映したものでないことはご承知おきください。

国立大学の教育で恩恵を受けるのは、学生のみならず、日本の社会そのものです。日本政府が批准している国際人権規約の社会権規約第13条2(c)で高等教育の漸進的な無償化が謳われているように、本来は国家が高等教育の無償化を進めるべきであるにもかかわらず、国は大学予算を削減し続けています。教育に十分な予算を投じ、誰もが安心して学べる環境を作ることは、すべてのひとびとの利益になるのです。しかし現状では、値上げが全国の大学に波及し、学問に限られた人だけのものになる恐れが現実のものとなりつつあります。どうか、学費値上げ反対・高等教育予算増大の声を上げ、世論を形成する動きにご賛同ください。

### **3. 授業料値上げ問題の総括と今後の活動方針**

5月に始まり約4ヶ月にわたって続いた授業料値上げ問題も、大学本部による値上げ決定の強行により、一旦は幕を下ろしました。本会が学生の総意をもって要求してきた授業料値上げ案の撤回が、ついに達成されることはありませんでしたが、今回の一連の運動の成果として次の5点が挙げられると考えています。

#### **3-1. 第一案の撤回**

授業料値上げ検討が学生にも明らかになった当時、学生の間ではこのまま学生には何の意見表明の機会もなく授業料値上げが強行されるのではないかとの危機感がありました。そうした中で、学友をはじめとする諸氏の活躍により、大学側は「総長対話」に応じるとともに、そこで圧倒的な反対の意志を示すことによって「総長対話」で提示した第一案の既定路線化を打破できたことは、重要な成果だと捉えます。実際に、第一案が7月中旬に正式に決定される予定であったとの報道もありました。その意味では、大半の学生がキャンパスにいない夏季休業期間に第二案が突如として発表されたのも、第一案の発表時のような学生からの反発が抑制できると見た大学本部の計略とも勘繰りたくもなります。第一案の撤回を学生側の勝利として捉え、さらなる進展を目指して、大学本部との継続的な議論に努めてまいります。

#### **3-2. 博士課程の授業料据え置き**

第二案においては、第一案で値上げの対象となった博士課程の授業料の据え置きが盛り込

まれました。本会が実施した全学一斉アンケートに表れているように、大学院生の多くが授業料を自弁するなど、経済的な余裕がない状況下にあります。大学院を含めた授業料値上げへの強い反対があったにもかかわらず、修士課程では学部と同額の約10万円の値上げとなりましたが、本会をはじめとする一連の運動によって博士課程の授業料を据え置く大学本部の決定を引き出したのは成果であったと考えます。

第二案で単なる学生支援策の拡充にとどまらず、博士課程のみではありますが、値上げそのものを撤回させたことについては、大学本部の判断、それを導いた学生側の勇気ある抗議とともに、評価に値するでしょう。学部・修士課程における授業料は値上げされることになりましたが、今後も学部前期課程生を代表する立場から、授業料減免枠の抜本的拡充をはじめとする学生支援の充実化、値上げに伴う増収分の適切な活用を当局と継続的な交渉を求めてまいります。

### **3-3. 学生の意見集約**

本会は授業料値上げ問題に関しても、大学本部とは異なり、学生の総意に基づいた活動を心がけてまいりました。とりわけ授業料値上げ自体の是非については、学生間でも意見が分かれる事柄だと判断し、全学一斉アンケートを実施の上、その結果を踏まえて反対の立場を表明しました。また本会が自治委員会で決議した「授業料値上げに関する駒場決議」については、約20年ぶりに学生投票が成立し、可決に至りました。学生の意見を集約し、大学本部に提示させられたことは、学生自治の実践において意義深い活動だったと振り返ります。本会は今後も学生の意見を集約し、総意をもって大学本部に届けてまいります。

### **3-4. 自治会再建運動**

今回の授業料値上げ問題では、学生自治ならびに自治会の意義が再確認されたと認識しています。とりわけ、自治会の活動が停止状態にあった各学部で、自治会再建の機運が高まり、その支援において本会が中心的な役割を果たせたことは、一つの成果であったと考えています。各学部における自治会の再建に協調・支援するとともに、今後は各学部自治会と綿密な連携をとって、さらなる学生自治の発展を目指してまいります。

### **3-5. 学生の参画**

最後に、藤井総長から学生に関わる事柄について「一緒に考える仕組み」を構築していく旨が表明されました。本会はこの意思が、これまでの学生自治の伝統・功績によって引き出されたものだと考えています。近年の大学の意思決定においては、学外者の意見の反映の努力とは対照的に、学内での意見集約・合意が軽視される傾向にありました。総長の掲げる「世界の誰もが来なくなる大学」の実現のためにも、このような潮流に流されず、学生・教職員

といった大学の構成員の意見も重要な参照軸とするべきです。

本会は、今回の藤井総長の提案を肯定的に受け止めつつも、批判的に検討し、大学本部と綿密な議論を加速させていきます。その上で学生の参画の制度的保障を確立し、本会はこれからも学生を代表する自治団体としての自覚のもと、授業料減免措置の抜本的拡充、授業料値上げ撤回の実現に向け長期的な視野で活動してまいります。